

## 細則 6-1

(公社) 全日本小品盆栽協会 ファミリー、プレミアム、賛助団体

### 会員規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会「定款」(以下、本協会と称する)第3章第6条の、本協会事業の安定的運営と、会員確保及び小品盆栽の家庭内伝承を目的に、ファミリー会員、プレミアム会員および賛助団体会員を置く。

(ファミリー会員資格)

第2条 ファミリー会員の資格は、本協会の正会員1名に対しその家族1名がファミリー会員資格を有する。

(ファミリー会員の入会申込み)

第3条 ファミリー会員を申請する場合は正会員の入会申込書の氏名欄に正会員氏名及び続柄を記入し申請する。事務局は会員台帳にファミリー会員氏名の冒頭にFマークを付け管理する。

記入例	富士	太郎の妻	富士	花子
-----	----	------	----	----

(ファミリー会員入会金及び年会費)

第4条 入会金及び年会費は、次のとおりとする。(尚、該当の正会員とセット納入する)

- (1) 入会金 3,000円(入会時一括納入する)
- (2) 年会費 3,000円(各年2月1日から3月31日までに一括納入する)

(ファミリー会員の特典)

第5条 特典は、次のとおりとする。尚、雅風展記念帖及び小品盆栽 PRESS の支給はないこととする。

- (1) 協会の主催する展覧会への出展資格
- (2) 協会の主催する展覧会への入場料2名まで無料
- (3) 協会加盟店の商品1割引(ただし、除外品あり)

(プレミアム会員資格)

第6条 プレミアム会員の資格は、正会員のうち、特に本協会の事業に対して積極的に賛同し、貢献したい意志を示して10年継続会員として入会した個人とする。

(プレミアム会員入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金            3,000円 (入会時一括納入する)  
                         海外居住者は 5,000円
- (2) 会費            110,000円 (年会費ではなく、10年分前払いする)  
                         海外居住者は 140,000円

(プレミアム会員の特典)

第8条 特典は、基本的に正会員と同等とする。ただし、年会費を毎年納入する額に比べ、10,000円の割引を適用する。

(賛助団体会員資格)

第9条 賛助団体会員の資格は、この法人の目的に賛同し事業を援助する団体及び法人とする。

(細則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務理事と協議して別に定める。

附則：

この規程は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。

この規程は、令和2年7月1日をもって改定施行する。